

新旧対照表

【変更前】

名 称	新駅周辺地区地区計画		
位 置	高岡市京田、下黒田、下黒田畑田、下黒田三俵目、赤祖父、下伏間江の各一部		
面 積	約17.9ha		
地区計画の目標	<p>新駅周辺地区は、高岡駅の南約1.5kmに位置し、東西軸として(都)下伏間江福田線や北陸新幹線及び新駅が平成26年度末を完成予定としており、南北軸には(都)下関京田二塚線、(都)片原町伏間江線や、JR城端線が配置された交通の要所かつ利便性にすぐれた地区である。</p> <p>このため、当地区は、新幹線開業効果を活かすとともに、新たなターミナルとしての利便性や多様な交通網等の利便性の立地特性を活かし、<u>新駅周辺</u>に相応しいまちづくりを進める。</p>		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当該地区は、広域的な玄関口として、交通結節点機能を有する施設の導入を誘導するとともに、(都)下伏間江福田線沿線においては沿道型の業務施設の立地、誘導を図り、良好な都市形成に資するにぎわいのあるまちづくりを進める。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>地区内の道路は、幹線道路を軸として、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置、整備し生活環境の維持・向上を図るとともに、既設道路と有機的に機能するように配慮する。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>本地区は、北陸新幹線などの交通の利便性等の立地特性を活かしながら、交通結節点機能を有する施設などの<u>新駅周辺</u>に相応しい建築物の誘導を図る。</p>	
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A地区
		地区の面積	約4.9ha
	建築物等に関する事項	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(ほ)項第二号に掲げるもの。</p> <p>(2) 建築基準法別表第二(ち)項第一号から第三号に掲げるもの。</p> <p>(3) 畜舎</p> <p>(4) 廃棄物の収集運搬(積み替え又は保管を含む)、処分の用に供する建築物(ただし、地区内における自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理する施設に供する建築物、及び廃棄物などの運搬車等の運搬施設の用に供する建築物を除く)</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第二条第一項各号及び同条第六項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供する建築物</p>	
備 考	<p>用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)の規定の例による。</p>		

下線：変更箇所

【変更後】

名 称	新駅周辺地区地区計画		
位 置	高岡市京田、下黒田、下黒田畑田、下黒田三俵目、赤祖父、下伏間江の各一部		
面 積	約17.9ha		
地区計画の目標	<p>新駅周辺地区は、高岡駅の南約1.5kmに位置し、東西軸として(都)下伏間江福田線や北陸新幹線及び新高岡駅が、南北軸には(都)下関京田二塚線、(都)片原町伏間江線や、JR城端線が整備された交通の要所かつ利便性にすぐれた地区である。</p> <p>このため、本地区は、新幹線開業効果を活かすとともに、新たなターミナルとしての利便性や多様な交通網等の利便性の立地特性を活かし、<u>新高岡駅周辺</u>に相応しいまちづくりを進める。</p>		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、広域的な玄関口として、交通結節点機能を有する施設の導入を誘導するとともに、(都)下伏間江福田線沿線においては沿道型の業務施設の立地、誘導を図り、良好な都市形成に資するにぎわいのあるまちづくりを進める。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>地区内の道路は、幹線道路を軸として、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置、整備し生活環境の維持・向上を図るとともに、既設道路と有機的に機能するように配慮する。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>本地区は、北陸新幹線などの交通の利便性等の立地特性を活かしながら、交通結節点機能を有する施設などの<u>新高岡駅周辺</u>に相応しい建築物等の誘導を図る。</p>	
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A地区
		地区の面積	約4.9ha
	建築物等に関する事項	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(ほ)項第二号に掲げるもの。</p> <p>(2) 建築基準法別表第二(り)項第一号から第三号に掲げるもの。</p> <p>(3) 畜舎</p> <p>(4) 廃棄物の収集運搬(積み替え又は保管を含む)、処分の用に供する建築物(ただし、地区内における自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理する施設に供する建築物、及び廃棄物などの運搬車等の運搬施設の用に供する建築物を除く)</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第二条第一項各号及び同条第六項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供する建築物</p>	